

■稲美町立稲美中学校部活動方針について

【部活動方針設定について】

中学校部活動は、生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができる活動として、学校教育の中で大変重要な役割を果たしている。

本校においても、目標に向かっての仲間（異学年及び同学年）との協力や努力を重ねてやり遂げた喜びや感動、保護者や応援してくれた多くの人たちとつながりなど、部活動を通じて、生徒一人一人の人間性や社会性を育んできた。

文部科学省スポーツ庁（平成 30 年 3 月）及び文化庁（平成 30 年 12 月）は、全国の生徒が各自のニーズに応じた運動・スポーツ及び文化活動を行うことができ、生涯スポーツや文化芸術に親しむ基盤として学校部活動が持続可能なものとするために、運動部活動の在り方の抜本的な改革に取り組み、「運動部・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。稲美町教育委員会では、これを受け部活動の意義・目的やこれを実現するための体制の整備、指導のあり方等を規定した「稲美町立中学校部活動の方針」を策定した。

本校ではこれらに則り、部活動が生徒にとって一層有意義な活動となるよう「稲美中学校部活動方針」を定める。今後、生徒の学校生活がさらに充実するとともに、部活動が「人間形成」のための魅力ある教育活動になることを切に願う。

1. 活動の目標・目的

- (1) 「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性の育成を目指す。
- (2) 自主性、協調性、責任感、連帯感など、総合的な心の成長を目指す。
- (3) 計画的な活動を行い、学習との両立に努め、「文武両道」「学問と芸術の両立」を目指す。
- (4) 目標に向かって、地道に努力する姿勢を大切にする生徒を育成する。
- (5) 目的を同じくする仲間との協力を大切にし、異年齢・異学年間の交流・協力等、望ましい人間関係をつくる。
- (6) 部活動が生徒にとって、「喜びと生きがいの場」となるとともに、明るく充実した学校生活をめざす。

2. 設置する部活動

《運動部》 ・野球 ・陸上競技（男/女） ・バレーボール（男） ・バレーボール（女）
 ・卓球（女） ・バスケットボール（男） ・バスケットボール（女）
 ・ソフトテニス（男） ・ソフトテニス（女） ・サッカー

《文化部》 ・吹奏楽 ・文化芸術

※上記以外の活動を校外で行っている生徒が、学校代表として中体連主催の大会（総体・新人大会）への参加を希望する場合は、可能な限りの協力・支援を行う。

3. 活動期間・時間

(1) 放課後の練習時間（最終退校時刻）

- ・4月～9月・・・１８：１０まで
- ・１０、２、３月・・・１７：３０まで
- ・１１、１月・・・１７：００まで
- ・１２月・・・１６：５０まで

※最終退校時刻とは、この時間には活動を終え、後片づけも終わり、校門を出ている時間。

※大会前等は１週間前から活動時間を２０分間延長できる。但し、事前に保護者にも連絡する。

(2) 朝練習

始業前の朝の練習活動については、生徒の健康面・安全面及び家庭の負担等を考慮した上で、必要の場合は各顧問から学校長に申し出、活動の許可を得る。

- ・朝練習は、７時以降とし、それより早く登校させない。
- ・顧問の監督のもとに活動する。顧問は登校時の安全についても指導を行う。

(3) 休日、長期休業中の活動

休業日、長期休業中の活動は１日３時間程度※とし、効果的な活動に努める。

※大会・公式戦、練習試合等についてはこの限りではない。移動時間、練習前の更衣や準備、他チームとの関係で生じる待ち時間、練習後の後片付け等、生徒が活動を行わない時間は活動時間に含まない。

(4) 定期考査（中間・期末テスト）前の活動停止について

- ・中間考査前：３日前より朝及び放課後の練習を停止する。
 - ・期末考査前：１週間前より朝練習を停止する。放課後の練習については３日前より停止する。
- ※１週間から４日前までは、平日の放課後１時間以内の練習は可とする。
- ただし、１学期の期末考査前は、夏の郡総体の直前ということもあり、朝及び放課後の練習を３日前からの停止とする。
- ・考査中は、最終日の放課後以外は、朝・放課後練習を停止する。

(5) 『ノー部活デー（休養日）』の設定

学期中は、毎週水曜日と週末の休業日の土日のうちいずれか１日を『ノー部活デー』（休養日）と設定する。（土日のいずれを休養日とするかは各部で設定する）

※ただし、大会（コンクール）・公式戦及び、大会直前の調整等やむ得ない事情により、上記の休養日の設定が行えない場合に限り、学校長の許可のもと活動日を設定し、保護者へ連絡をする。

その場合であっても、上記の週２日の休養日設定を確保することを原則とし、確保できなか

った場合は長期休業中等に振り替えたり、月単位（４週間）または学期等を目安に休養日の調整を行う。

※長期休業中の休養日の設定についても、上記に準じた扱いを行う。顧問は、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮して、生徒にとって無理のない適切な活動計画を立てるよう努める。

４．大会等の参加

大会や練習試合、合宿等の参加については、生徒の教育上の意義や生徒の負担とならないことを考慮し精査の上、学校長の許可と保護者の了解のもとに参加する。

・生徒の移動手段としては、公共交通機関の利用を原則とする。なお、会場の利便性等でやむを得ず、借り上げバスや保護者の送迎を依頼する場合は、事前に学校長の許可を得るとともに、安全についての十分な配慮を行う。

５．施設・道具の管理

(1) グラウンド・テニスコート・体育館・武道場・教室等、活動で使用する場所・施設については、顧問の責任のもと、整備・清掃・戸締まり等を確実に行う。部室の管理についても同様とする。

(2) 活動で使用する用具等については、各顧問の責任のもとに管理する。

(3) 個人の荷物については、部室や活動場所で生徒各自が管理するよう指導する。

※生徒の自主的・自発的な活動が促進されるよう、施設・道具の管理等においても、役割分担等を行うとともに、活動場所やその周辺の環境整備にも生徒自らが積極的に関わられるよう指導する。

６．活動計画、顧問会議・部長会議

(1) 学校長及び部活動担当者、各部顧問は定期的に部活動会議を開催し、学校の部活動方針・各部の活動計画、活動状況、施設等の管理状況等を確認し、学校全体での組織的な部活動運営を目指す。

(2) 各顧問は、学校の「活動の方針」に則り、各部活動における指導方針、活動計画(年間、月間)を作成し、学校長の確認を得る。作成した活動計画等は生徒・保護者に伝え、部活動の適正な運営に関して理解してもらい、共通理解を図る。

(3) 各学期に１回程度、部活動担当者は部長（キャプテン）会議を開催し、各部の活動状況を確認し、課題等が見られる場合は、生徒に考えさせ、生徒の自主的・自発的な活動を促す。

７．部活動の指導

(1) 生徒が主体的に活動する部活動を目指す。

(2) 生徒との対話を重視した指導に努め、体罰・暴言を許さない。

(3) 生徒が達成感を持って取り組める活動・指導に努める。

(4) 生徒の心身の健康状態について常に把握し、事故等の防止に努める。

(5) 各部や競技等の活動の特性と生徒の発達段階に応じた指導に努める。

(6) 活動場所、器具等の整備・点検に努めるとともに、生徒の安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努める。万が一事故等が発生した場合には、生徒の生命・身体・健康を守ることを最優先する。教職員は、事故発生時に適切に対応できるよう、定期的に研修を実施する。

(7) 気象状況等を考慮した指導に努める。特に高温・多湿下では、熱中症を予防するための対策に努める。

８．保護者、地域、関係者等との連携

(1) 保護者、地域との協力・連携に努める。

・部活動の在り方について本方針を示し、保護者、地域への周知を図る。

・各部は、保護者会等で、部活動の活動方針や年間計画などを説明し、共通理解を図る。

・各部の毎月の活動計画等は、生徒を通じて保護者に予め周知する。

・各部は、長期休業中の活動計画を長期休業前に配付し、生徒や保護者が休業中の計画を立てられるよう配慮する。

・学校・各部は、練習等による傷病や課題発生時には適切な対応をするとともに、必ず保護者に連絡する。

(2) 保護者の経済的負担軽減に努める。

・保護者から部費等を徴収する場合は、保護者会又は文書等で連絡し、了解を得る。その際、保護者の経済的な負担が過度にならないように配慮する。

・徴集金額の根拠を明らかにする。また、会計処理を適切に行い収支報告については、学校長の確認を得たうえで、保護者会又は文書等で必ず行う。

(3) 関係団体等との連携を進める。

・中学校体育連盟及び各種競技団体等との連携を進め、部活動の適正な運営に努める。